

ガスシステム改革の検討状況について

資料6

ガス事業の分類

- ガスを供給する事業には、ガス事業法の対象となる「一般ガス事業」及び「簡易ガス事業」と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の対象となる「LPガス販売事業」がある。
- 一般ガス事業及び簡易ガス事業は事業許可制であり、地域独占が認められる一方、料金規制等が課せられる。他方、LPガス販売事業は登録制であり、料金規制等はない。

根拠法令	ガス事業法		液石法
	一般ガス事業	簡易ガス事業	LPガス販売事業
事業者数	209	1,452	21,052
販売比率(注)	65%	0.7%	34.3%
需要家数	約2,900万件 (53%)	約140万件 (3%)	約2,400万件 (44%)

(注)データは2013年3月時点。販売比率は、販売量を熱量ベースで換算して算出。

(出典)一般ガス事業は日本ガス協会「ガス事業便覧」平成24年版、簡易ガス事業は資源エネルギー庁「簡易ガス事業の概況」、LPガス販売事業は資源エネルギー庁調べ

ガスシステム改革の検討

- ガスが低廉かつ安定的に供給され、電力システム改革と相まって、消費者に多様な選択肢が示されるガスシステムの構築のため、平成25年11月12日から総合資源エネルギー調査会 ガスシステム改革小委員会を開始。
- 主な論点は、(1)全面自由化を含めた小売の自由化範囲の拡大、(2)供給インフラのアクセス向上と整備促進。一般ガス事業で200を超えるガス事業者を、ガスの調達・供給設備によりグループ分けして検討。
- 本年2月までに、①～④グループそれぞれに属する22の都市ガス事業社からヒアリング。各社は、小売全面自由化に前向きに取り組む姿勢を表明。

	調達・供給設備の状況	事業者	販売比率 (注)
①	多数のLNG基地と大規模導管網	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス	70%
②	LNG基地1、2カ所 一定規模の導管網	北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、 広島ガス、西部ガス、日本ガス(鹿児島)	9%
③	導管による卸で調達	119事業者(うち公営22)	19%
④	タンクローリー・鉄道貨車 による調達	81事業者(うち公営5)	2%
⑤	簡易ガス	1,452事業者	—

(注)データは2013年3月時点。販売比率は、都市ガスのみで算出。

論点(1) 小売の自由化範囲の拡大

○ガスの小売市場は電力に5年先がけ、平成7年から一部自由化。現在の自由化比率は約65%で、そのうち新規参入は、約15%。

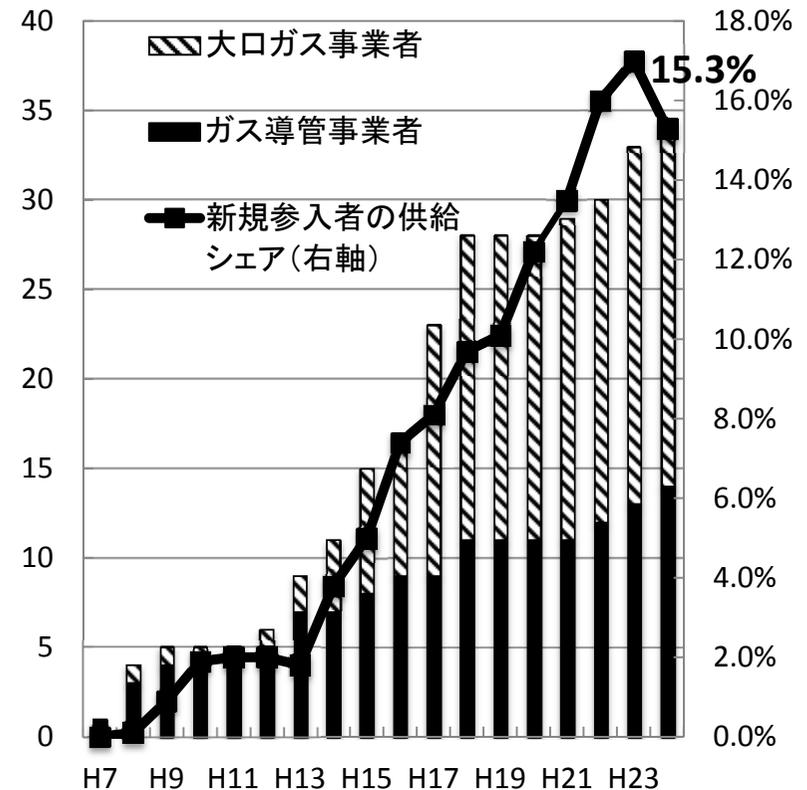
○今回は新たなサービス等の提供や、低廉な小売価格を実現する観点から、小売の全面自由化を含めた自由化範囲の拡大を検討。

自由化範囲の拡大

開始時期	自由化範囲 (利用者当たりの年間使用量)
平成7年 (1995年) 3月～	200万 m^3 以上 大規模工場、大規模ホテル(1,000室程度)、大規模病院(500床以上) 自由化比率: 約47%
平成11年 (1999年) 11月～	100万 m^3 以上 大手デパート、中核病院(200床以上) 自由化比率: 約52%
平成16年 (2004年) 4月～	50万 m^3 以上 中規模工場、ショッピングモール 自由化比率: 約56%
平成19年 (2007年) 4月～	10万 m^3 以上 小規模工場、ビジネスホテル、スポーツジム 自由化比率: 約65%

(出典) 平成16年までは大手10社の(24年度実績, ガス協会調べ)
平成19年はガス事業生産動態統計(24年度実績)

自由化範囲における
(事業者数) 新規参入比率の推移 (供給シェア)



(出典) 大口供給届出書及びガス事業統計月報

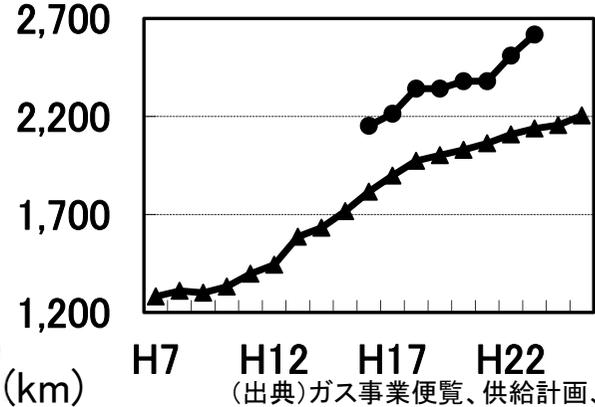
論点(2) 供給インフラのアクセス向上と整備促進

- 平成7年の小売の一部自由化にあわせ、新規参入者も既設のガス導管を公平な条件で利用できる託送制度を導入。
- 今回は、一定の成果を上げている現行の託送制度をさらに使いやすくする措置や、地方のガス事業者や新規事業者がガスを安定的に調達できる卸市場の整備を検討。
- また、災害時のLNG基地間の補完体制のあり方も検討。

主なLNG基地と天然ガスパイプライン



高圧ガス導管敷設距離の推移



(出典)ガス事業便覧、供給計画、ガス導管事業届出書

都市ガス大手3社のバックアップ比率
(最大の基地が機能停止した場合に
ピーク需要に対し維持できる供給能力の
比率)

東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
約92% (袖ヶ浦工場西地区が 停止) ※日立基地稼働後は 100%	約80% (泉北製造所第2工場 北地区が停止) ※三重-滋賀ライン完 成後は約90%	100% (知多LNG共同基地ま たは知多緑浜工場が 停止)

(出典)事業者資料等

(出典)事業者ヒアリング

ガスシステム改革小委員会での保安に関する議論

○総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会でのガス事業者ヒアリングにおいて出された保安に関する主な意見は以下の通り。

【委員からの意見】

- 従来のガス事業者による保安レベルの高さは認めるが、実際に事故は起こっており、従来レベルを維持するのではなく、本当に最適な保安を自由化の下どう達成していくか、検討することが必要。
- 保安責任は、小売事業者が担う方法、ネットワーク事業者が担う方法、小売事業者が担うが委託を可能とする方法、があり、メリット・デメリットを考え検討すべき。ネットワーク事業者が担う場合もコスト回収できる制度とすべき。
- 既存のガス事業者は、各需要家の器具や配管の情報を持っており、より効果的に対応できる。新規参入者は情報を持っておらず対応しにくいとの不安も感じる。それらを考慮し、新たな保安制度を作っていくことが必要。

【ガス事業者からの意見】

- 保安が新規参入者にとって参入障壁となるような制度にするつもりはない。
- ガス事業者の努力により構築された保安や災害対応の水準が損われない制度のあり方、ガス事業者の果たすべき役割について検討してほしい。
- これまで培った経験や人材を今後も地域の保安に活かしたいため、地域の都市ガス事業者が保安の役割を担うことを明確にし、従業員が誇りを持って業務に取り組める制度としてほしい。
- 供給区域内での事故は消防庁から当社に連絡が入り、他事業者が供給している需要家の案件でも、昼夜を問わず対応している。新規参入事業者であっても販売事業者が保安責任を担うべきだが、保安責任を販売事業者が担う前提であれば、地域のネットワーク事業者が保安作業の委託を受け地域の保安を確保することはやむを得ない。適正な受託料金でコスト回収できるようにしてほしい。
- 販売事業者が自らの責任において、保安業務を行うという原則は維持されるべき。ただし、ネットワーク事業者が保安を行うことを排除するわけではない。
- 導管を安全に敷設するためには今まで培った施工技術及び地元ならではのノウハウが重要であり、ネットワーク事業者が施工することが望ましい。